

126.60


手数料の補正に係る手続補正書の作成例

手数料の補正に係る手続補正書の作成例 (不足額が1,000円の場合)

- (1) 特許印紙により手数料を補正する場合の手続補正書の作成例 P 1
- (2) 現金納付により手数料を補正する場合に納付済証（特許庁提出用）を提出する手続補正書の作成例 P 2
- (3) 予納した見込額からの納付の申出を行うことにより手数料を補正する場合の手続補正書の作成例 P 2
- (4) 電子現金納付により手数料を補正する場合の手続補正書の作成例 P 3
- (5) 口座振替による納付の申出を行うことにより手数料を補正する場合の手続補正書の作成例 P 3
- (6) 指定立替納付者（クレジットカード会社）による納付を希望する旨を申し出ることにより手数料を補正する場合の手続補正書の作成例 P 3

なお、手数料の補正のみを目的とする手続補正書は、電子化するための手数料を求める書類の対象にはなりません。

(1) 特許印紙により手数料を補正する場合の手続補正書の作成例

	
(1 5 , 000円)	
【書類名】	手続補正書
	(略)
【手数料補正】	
【補正対象書類名】	特許願
【納付金額】	1 5 000

(2) 現金納付により手数料を補正する場合に納付済証（特許庁提出用）を提出する
手続補正書の作成例

【書類名】	手続補正書
	(略)
【手数料補正】	
【補正対象書類名】	特許願
【納付書番号】	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1
【提出物件の目録】	
【物件名】	納付済証（特許庁提出用） 1

別紙

<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">納付済証（特許庁提出用）</td></tr><tr><td style="text-align: center;">・</td></tr><tr><td style="text-align: center;">・（略）</td></tr><tr><td style="text-align: center;">・</td></tr></table>	納付済証（特許庁提出用）	・	・（略）	・
納付済証（特許庁提出用）				
・				
・（略）				
・				

(3) 予納した見込額からの納付の申出を行うことにより手数料を補正する場合
の手続補正書の作成例

【書類名】	手続補正書
	・
	・（略）
	・
【手数料補正】	
【補正対象書類名】	特許願
【予納台帳番号】	1 2 3 4 5 6
【納付金額】	1 5 0 0 0

(4) 電子現金納付により手数料を補正する場合の手続補正書の作成例

【書類名】	手続補正書
・(略)	
【手数料補正】	
【補正対象書類名】	特許願
【納付番号】	1 1 1 1 - 2 2 2 2 - 3 3 3 3 - 4 4 4 4

(5) 口座振替による納付の申出を行うことにより手数料を補正する場合の手続補正書の作成例（電子情報処理組織を使用して行うものに限る（特例法15条の2第1項））

【書類名】	手続補正書
・	
・(略)	
・	
【手数料補正】	
【補正対象書類名】	特許願
【振替番号】	1 2 3 4 5 6 7 8
【納付金額】	1 5 0 0 0

(6) 指定立替納付者（クレジットカード会社）による納付を希望する旨を申し出ることにより手数料を補正する場合の手続補正書の作成例（電子情報処理組織を使用して行うものに限る（特例法15条の3第1項））

【書類名】	手続補正書
・	
・(略)	
・	
【手数料補正】	
【補正対象書類名】	特許願
【指定立替納付】	
【納付金額】	1 0 0 0

(改訂平成23令和3・1-1-4)